

清泉女子大学紀要刊行規程

(定義)

第一条 清泉女子大学紀要(以下「紀要」という。)は、清泉女子大学(以下「本学」という。)の教員の研究論文及び資料紹介等を掲載する刊行物をいい、少なくとも年一回発行する。

(投稿資格)

第二条 紀要に投稿できる者は、原則として本学の専任教員とする。

(掲載の採否)

第三条 投稿論文の掲載採否については、紀要委員会審査によって決定する。

(投稿内容)

第四条 投稿内容は学術的研究の成果とし、未刊行のものに限る。

(投稿方法)

第五条 投稿方法は次による。

- 一 原稿は二部、提出締切日までに提出する。
- 二 邦文原稿には欧文摘要を、欧文原稿には邦文摘要を添付する。
- 三 校正は原則として2回とし、大幅な加筆・変更は認めない。

附則 一

この規程は、平成五年四月一日より施行する。

紀要編集委員

菅谷孝子

剣持武彦

E・A・ベレント

クレメンティナ・M・ヒメネス

広部千恵子

奈良毅

山口元

平成11年12月25日発行

清泉女子大学紀要 第四十七号

発行所 清泉女子大学
東京都品川区東五反田三丁目一六番二一号
電話(三三四七)五五五一番

印刷者 啓文堂松本印刷
東京都新宿区早稲田鶴巻町五六五―一二番地
電話(三三〇三)四一三二番